

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し平成28年10月5日付けで行った、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）5条1項及び法施行規則24条1項の規定に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね次のとおりであり、本件処分の取消しを求めている。

平成27年に有期認定を受けて特別児童扶養手当の支給を受けたが、児童の状態に変化がないにも関わらず、1年で認定が却下（資格喪失）となった。

有期認定から状態の変化がない場合、却下（資格喪失）とすることについて、そのように記された根拠となる法令、要領はない。厚生労働省の法令、要領に記されていない理由をもって認定却下

(資格喪失) とする本件処分は、不当処分である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 3月 1日	諮問
平成29年 4月21日	審議 (第8回第2部会)
平成29年 5月23日	審議 (第9回第2部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 特別児童扶養手当は、法3条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等に、その父又は母等に対して支給されるものであり、支給要件に該当する程度の「障害児」について、法2条1項は、「20歳未満であって、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう」ものとし、同条5項は、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める」ものとしている。

法5条1項は、特別児童扶養手当の支給要件に該当する者は、同手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければならないと

している。

- (2) 政令 1 条 3 項の規定に基づき、政令別表は、障害等級の各級の障害の状態を定めており、さらに、政令別表に該当する程度の障害の認定基準として、「認定要領」が定められている。

なお、認定要領は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準であり、その定めるところは、精神又は身体に障害を有する児童についての特別児童扶養手当支給事務の処理を遂行する上で、法の解釈及び運用指針として合理性を有するものである。

- (3) 認定要領 2 (4) は、障害の認定は、診断書によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うとする。

- (4) 認定要領 2 (5) は、障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこととし、同(5)アは、状態の変動することが予測されるものについては、その予測される状態を勘案して認定を行うとする。

また、同(5)イは、精神疾患（知的障害を含む）、慢性疾患等で障害の原因となった傷病がなおらないものについては、原則として当該認定を行った日からおおむね 2 年後に再認定を行うとした上で、同(5)ウにおいて、その他必要な場合には、同(5)イにかかわらず適宜必要な期間を定め再認定を行うこととし、この場合は、過去の判定経歴、年齢、育成医療等の受療状況など、障害程度の変動の可能性等を十分に勘案して再認定期間を定めるとする。

さらに、同(5)エは、再認定を行う場合は、「児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法における有期認定の取扱いについて」

（昭和 42 年 12 月 19 日付児発第 765 号厚生省児童家庭局

長通知)により行うとし、同通知は、有期認定をしたときは、認定期間、及び、認定期間後も引き続き手当を受給しようとする場合には一定の期日までに改めて診断書を提出すべき旨等を記載した通知書を受給者に交付することとしている。

- (5) 認定要領 2 (6)は、各傷病についての障害の認定は、別添 1「特別児童扶養手当障害程度認定基準」(以下「認定基準」という。)により行うとする。

そして、本件児童の障害の認定については、提出された診断書が様式第 4 号(知的障害・精神の障害用)であることから、認定基準第 7 節「精神の障害」に基づいて行うこととなる。

- (6) 認定基準第 7 節・1によれば、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされ、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」を 1 級、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」を 2 級と認定するものとしている。

また、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分(感情)障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」及び「発達障害」に区分するものとされ(認定基準第 7 節・2)、区分ごとに認定の基準が定められている。

- (7) ところで、本件のように、受給資格者に対し、期間を定めて特別児童扶養手当の受給資格を認定(有期認定)し、当該受給資格者が上記期間後も引き続き同手当を受給しようとする場合の手続は、請求に基づくものではないが、認定要領に定められた規定に基づいて、処分庁が、受給資格者に対し診断書を提出すべきことを求めていることからすれば、受給資格に係る障害の再認定の判断は、上記診断書の記載内容を基に、これを総合

的に考慮して行われるべきものである。

2 これを本件についてみると、本件診断書によれば、本件児童の障害の原因となった傷病名は、「中等度知的障害<精神遅滞>、広汎性発達障害、自閉症」とされている（別紙1・1）ことから、本件児童の障害については、認定基準における精神の障害の各区分（上記1・(6)）のうち、「知的障害」（認定基準第7節・2・D）又は「発達障害」（同E）の基準に基づき判定することになる。

(1) 知的障害の認定基準による検討

まず、知的障害の基準に基づき検討すると、認定基準第7節・2・D・(2)は、「知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの」を1級、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」を2級と例示した上で、精神発達遅滞の程度について、「標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、また、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。」としている。

また、認定基準第7節・2・D・(3)によると、「知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。また、知的障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」とされている。

これを本件児童についてみると、本件診断書によれば、「知

能指数又は発達指数」(別紙1・7・(1)・ア)については、田中ビネー知能検査Vによる知能指数が46と判定(ただし、判定年月日は平成27年5月27日のものである。)されており、この点のみからすると、2級に該当し得るともいえる。

しかし、「日常生活能力の程度」欄(別紙1・13)では、「食事、洗面、排泄、衣服及び睡眠」のいずれもが、「自立」又は「問題なし」とされており、「危険物」については「大体わかる」とされている。そして、現在の病状又は状態像として、言語コミュニケーションの障害があるとされているものの、具体的症状は「けがの説明ができず、状況がわからないことがある」(別紙1・8)と特定の場面に限られた内容であることからすると、本件児童の知的障害の程度は、認定基準第7節・2・D・(2)が2級に相当するものとして例示する「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要」な程度に至っているものとまでは認められない。

(2) 発達障害の認定基準による検討

次に、発達障害の基準に基づき検討すると、認定基準第7節・2・E・(3)は、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を1級、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を2級と例示する。

また、認定基準第7節・2・E・(2)によると、「発達障害については、…社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生

活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。また、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」とされている。

これを本件児童についてみると、本件診断書によれば、「発達障害関連症状」欄（別紙１・８）は、「言語コミュニケーションの障害」とされ、具体的症状としては「けがの説明などができず、状況がわからないことがある」と記載されている。また、「意識障害・てんかん」及び「精神症状」の各欄（別紙１・９及び１０）については記載がなく、「問題行動及び習癖」欄（別紙１・１１）は、「興奮」に該当し、具体的症状としては、「好きなこと、興味のあることに興奮しやすい」と記載があるが、不適応行動について、自閉症特有のパニックや著しい多動があるとまでは判断することができない。さらに、「性格特徴」欄（別紙１・１２）は「明るく温厚、慎重」とされていることからすれば、本件児童の発達障害の程度は、認定基準第７節・２・Ｅ・(3)が２級に相当するものとして例示する「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要」な程度に至っているものとは認められない。

- (3) 上記(1)及び(2)で検討した内容を踏まえて総合的に判断すると、本件児童の障害の程度については、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」（１級）及び「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（２級）のいずれにも至っているとまでは認められない。

そうすると、審査医が本件診断書の記載内容から、本件児童について、「前回、経過をみるために予告したが不変のため」、

「基本的な日常生活能力がほぼ自立である」及び「意識障害、精神症状、問題行動が少ない」と判断した上で、政令別表に定める障害の状態には該当しないとした審査結果は、不合理なものとは認められず、これに基づいて処分庁が、本件児童の障害の程度は、法2条1項に規定する障害の状態に該当しないとして行った本件処分を、違法又は不当なものということとはできない。

- 3 請求人は、本件児童は、前回認定から状態の変化がないにも関わらず、資格喪失となったが、法令等に記載のない理由をもって非該当とする本件処分は、不当である旨主張する（第3）。

しかしながら、前回認定に当たり請求人が提出した診断書（〇〇医師が平成27年6月30日付けで作成した本件児童に係る診断書）の記載内容を見ると、本件診断書同様、「日常生活能力の程度」の各欄はほとんどの項目が自立とされ、「意識障害・てんかん」欄には記載がなく、「問題行動及び習癖」欄は「興奮」に該当するとされているのみであり、前回認定においても、本件児童の障害の程度が法2条1項に規定する障害の状態に該当しないとの判断も十分に可能であったと考えられるところ、処分庁は、認定要領2(4)及び同(5)に基づき、本件児童の年齢、育成医療等の受療状況などから、障害程度の変動が予測される状態を考慮し、受給資格を1年として期間満了時に障害の状態を再度確認することとした上で、障害の程度を2級と認定し、療養の経過をみるものとしたものと考えられる。

そして、受給資格に係る障害の再認定の判断は、上記1・(7)のとおり、本件診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書の記載内容を総合して判断すると、本件児童の障害の程度は、政令別表に定める障害の状態に該当しないことが相当であることは上記2のとおりであって、また、本件児童の

療養の経過をみても、障害の程度の変動が予測される状態にあるとは認め難いことから、本件処分における処分庁の判断に不合理な点は認められず、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び2 (略)